

# 荒川水系

## 荒川中流右岸ブロック河川整備計画

(県管理区間)

平成 18 年 2 月

埼 玉 県

## はじめに

### 河川整備計画策定の背景

わが国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾度かの改正を経て現在にいたっている。特に、昭和 39 年の河川法改正では、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、地域の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、その後の社会経済状況の変化に伴い、「川」や「水」に対する地域や人々の要望も大きく変化し、河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を生かした川づくりが求められた。

こうした変化を踏まえて、平成 9 年の河川法の改正では、河川行政において水質、生態系の保全、水と緑の景観、河川空間のアメニティといった国民のニーズの増大に応えるべく、河川法の目的として、治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が位置づけられた。

また、地域の人々の意見を反映した河川整備の計画制度が導入され、計画的に河川の整備を実施すべき区間については、従来の治水、利水の河川工事に、河川環境の整備と保全を加えた「河川整備計画」の策定が義務づけられた。

### 荒川中流右岸ブロック河川整備計画の内容

これまで、埼玉県の荒川水系における河川工事は、治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「荒川水系工事实施基本計画」－建設省（現・国土交通省）－に基づき、河川ごとに所定の洪水を安全に流下させることを目的とした「河川改良工事全体計画」－埼玉県－を策定し、工事を実施してきた。

そして、河川法の改正を受け策定を行う本計画は、これまでの治水、利水に加えて河川環境の整備と保全を取り入れ、河川の工事及び維持、管理の目標や実施に関する事項について示したものである。

また、本計画の対象とする期間は概ね 30 年間であるため、実施する内容について細部まで定めることは困難である。そのため、最新の技術や知見、社会状況等をできるだけ多く将来にわたって反映できるように、環境への配慮方針や考え方など、その方向性を大きく示していくものとした。

このような背景のもと、「荒川中流右岸ブロック河川整備計画」では、治水に関する事項については、既に進められている工事の継続性や荒川水系全体の計画の一貫性を考

慮し、基本的には従来の治水計画の流下能力を確保することとした。

利水に関する事項については、取水状況の把握に努めるなど水利用の適正な管理を行うための基本的な考え方についてまとめるものとした。

河川環境の整備と保全に関する事項については、各河川が多種多様な河川環境を有していることを鑑み、河川環境の整備、保全にあたってのあるべき方向性や考え方をまとめることとした。

# 目次

<b>1 荒川中流右岸ブロックの概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要.....	1
1.2 荒川中流右岸ブロックの現状と課題.....	6
1.2.1 治水に関する現状と課題.....	6
1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題.....	10
<b>2 河川整備計画の目標に関する事項</b> .....	<b>15</b>
2.1 計画対象期間及び計画対象区間.....	15
2.2 河川整備計画の目標.....	21
2.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減に関する事項.....	21
2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	21
2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	22
<b>3. 河川整備の実施に関する事項</b> .....	<b>23</b>
3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所.....	23
3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所.....	29
3.3 河川の機能の維持、保全等に関する事項.....	29

# 1. 荒川中流右岸ブロックの概要

## 1.1 荒川中流右岸ブロックの地域概要

荒川中流右岸ブロックは、荒川本川中流の江南町から川越市にかけての荒川右岸側に位置している。本ブロックは山地と丘陵地、平野部が混在する自然豊かな地域であり、本ブロックの河川は秩父山地や丘陵地から荒川低地へと流れ、最終的に和田吉野川、市野川、入間川の3川となって荒川に合流している。

荒川中流右岸ブロックは、県内の25市町村にまたがり、面積約920 km<sup>2</sup>で県全体面積の約1/4を占める。ブロック内の人口は、約92万人(平成15年時点)で県人口の約13%を占める。

古くは石器時代から人が住み着き、奈良時代には渡来人によってもたらされた大陸文化の影響を受け、時を経て近代では首都圏と相まって発展してきた地域であり、多数の有形・無形の文化財を擁している。現代においては首都圏へのアクセスの利便性からベッドタウンとしての宅地開発が活発である。

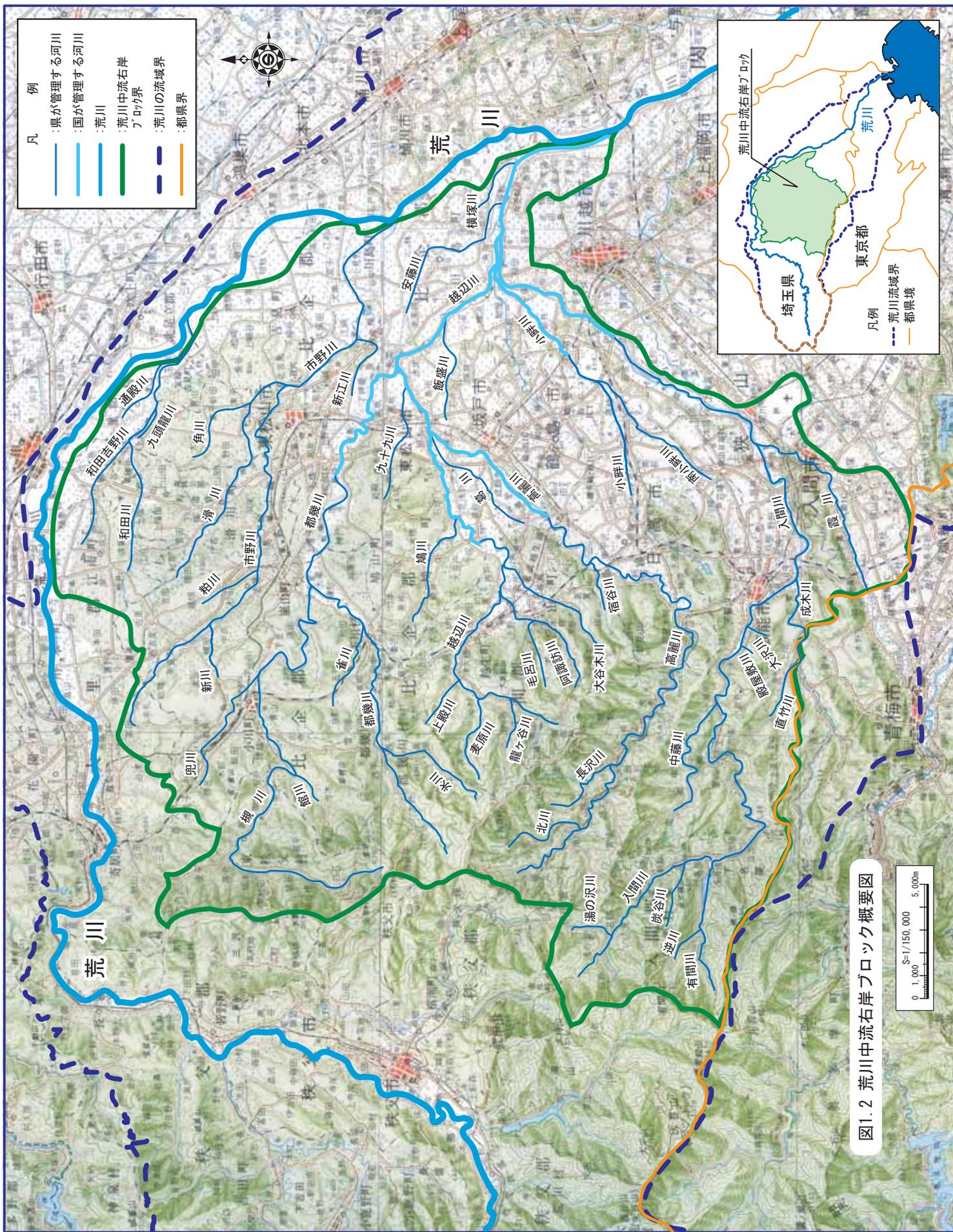
また、山地、丘陵地、低平地に分類される地形の多様さから、「高麗川こまの巾着田きんちゃくだ」や「入間川いるまの飯能河原はんのうがわら」、「槻川つきがわの嵐山溪谷らんざんけいこく」に代表される多数の河川に係わる景勝地を擁し、加えて流域内には運動公園やゴルフ場等のレジャー施設も充実しているため、休日には余暇を楽しむ人々が多数訪れる地域となっている。

本ブロックには大小さまざまな河川が流れており、県管理河川は46河川におよぶ。このうち、入間川、越辺川、小畔川、都幾川、高麗川の下流部は、国が管理している。

本ブロック内の河川は流域の地形的特性を反映して、山間部の溪流から平野部のゆったりした流れまで、様々な特徴を持っている。このような多様な河川環境が存在することが、本ブロックの大きな特徴と言える。また、河川沿いに水田や集落が発達しており、流域の住民にとっても河川が身近な存在になっている。



図 1.1 入間川の飯能河原(飯能市)



## 地形・地質

荒川中流右岸ブロック西部の山地は秩父山地の一部をなしており、ブロックの西端には1,000m未満の峰が連なっている。この秩父山地の東端に接する形で比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵が半島状に東に突き出し、さらにこれら丘陵の東側縁辺部に東松山台地、入間台地等が分布している。ブロック東部に広がる平地は関東平野の一部をなす荒川低地で、関東平野の西北端に位置している。

山地は主に中・古生代に形成された堆積岩や変成岩からなっており、丘陵地や台地は第三紀に形成された礫層や堆積層、平地は第四紀に形成された砂や泥からなる沖積層となっている。

## 気象・気候

荒川中流右岸ブロックの気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の太平洋岸性気候である。年間の平均気温は15程度で、季節に応じて5～25の範囲内で変動する。また、降雨については、年間の総雨量が900～1,500mm程度と全国平均に比べて少ない。また、梅雨や台風の影響により夏に多く、冬に少ない傾向がある。

## 動植物

荒川中流右岸ブロック内の植生は、植林による人為的影響を大きく受けており、全体としてスギ・ヒノキの人工林の占める割合が高い。自然林としては台地・丘陵地においてコナラ・クリ群落、アカマツ・ヤマツツジ群集、モミ・シキミ群集等、山地においてはミズナラやヤマザクラなどが人工林の間に存在する。また、低平地においても、かつて存在した広大な低湿地帯のほとんどが開発され、農地や市街地に変わってしまったため各所に雑草群落が見られる。河川敷においては、オギ群集、ヨシ群落が見られる。

ブロック内の動物としては、魚介類ではアユを初めとしてウグイなどコイ科魚類やマシジミなど、哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドキツネなど、鳥類ではアオバズク、イカルチドリ、サギ類、カワセミなど、両生類ではトウキョウサンショウウオ、モリアオガエルなど、昆虫類ではハルゼミ、オオムラサキなどが生息している。

また、荒川中流右岸ブロック内には、埼玉県レッドデータブックに絶滅危惧種として指定されている、スナヤツメ、ホトケドジョウ、メダカ、カジカなどの魚類、オオタカ、ヤマセミなどの鳥類、カジカガエル、イモリなどの両生類、タガメ、ゲンジボタルなどの昆虫類の生息が確認されている。

## 土地利用

平成9年の国土数値情報によると、荒川中流右岸ブロックにおける土地利用は、流域の約44%が森林、約18%が畑、水田と市街地がそれぞれ約13%ずつとなっている。過去50年間では、森林・水田が減少し宅地と畑が増加してきており、相対的に市街地化が進んできている。

## 名勝

景勝地として特に有名なのは、独特の地形を持つ「高麗川こまかわの巾着田きんちゃくだ」や、河原遊びも楽しむことができる「入間川はんのうがわらの飯能河原あらしやま」、渓谷の素晴らしい景勝が京都の嵐山あらしやまに似ていることから武蔵嵐山むさしらんざんと名付けられた「槻川つきかわの嵐山らんざん渓谷けいこく」である。その他にも、越生梅林おごせばいりん、黒山三滝くろやまさんたき、鎌北湖かまきたこ、名栗湖なぐりこ、名栗渓谷なぐりけいこく等多数の景勝地がある。



図 1.3 嵐山渓谷（嵐山町）

## 歴史

荒川中流右岸ブロックに人間が住み始めたのは、縄文時代以前の今からおよそ2万年前と考えられる。また、奈良時代の初め、高麗人の渡来により大陸文化が伝えられ、文化・産業の基礎が築かれた。江戸時代には、江戸の発展にともない、江戸近郊の農業地域として開拓が進み、河川では舟運や漁が盛んに行われるようになった。近年になり、首都近郊の立地条件の良さから、宅地開発がブロック内の各地で進んでいる。



図 1.4 いかだ流し（飯能市）

現在の荒川中流右岸ブロックの川は、最終的に荒川に流入しているが、その荒川の川筋は古くは和田吉野川のものであった。江戸時代初期の1629年に、現在の熊谷市久下付近で元の荒川の川筋を締め切り、荒川の本流を和田吉野川に付け替える工事が行われ、入間川へと続く現在の荒川の様相となった。この工事により、江戸の水害の軽減や埼玉県の新田開発の促進、舟運の開発等の効果があった。しかし、その反面、現在の荒川本川に接するようになった町村に大きな水害をもたらすこととなった。

こうしたことから、治水事業は江戸時代より盛んに行われてきたが、水害は頻繁に生じてきた。明治以降も大水害が続いたが、段階的な河川改修の結果、昭和 22 年以降は大規模な堤防の決壊を伴う洪水は起こっていない。

## 史跡・文化財

荒川中流右岸ブロックには、国・県から指定を受けている史跡や文化財が数多くある。代表的なものは、吉見町の吉見百穴よしみひゃくあなや、日高市の高麗村石器時代住居跡、高麗神社本殿、しょうてんいん 聖天院の梵鐘ぼんしょう、毛呂山町の出雲伊波比神社本殿いずもいわいじんじゃほんでん、都幾川村の慈光寺の開山塔じこうじと銅鐘かいざんとう、どうしょう 銅鐘、小川町・東秩父村の細川紙等である。特に吉見百穴のヒカリゴケ発生地が国の天然記念物に指定されている。

また、古くから水害常襲地帯であった荒川の沿川では、人々が洪水から逃れるために水塚みづかを築き、その上に水屋と呼ばれる建築物を設けていた。

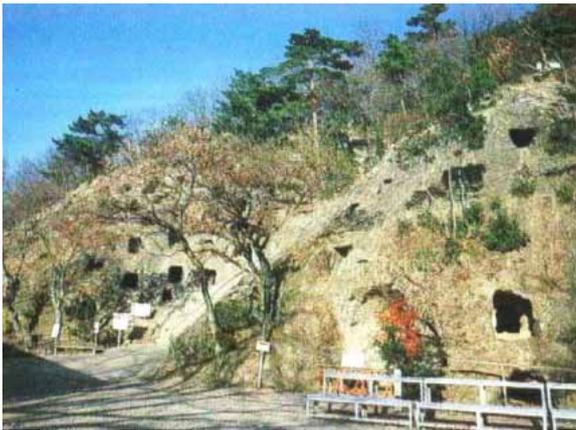


図 1.5 吉見百穴（吉見町）



図 1.6 水塚の上の水屋（川島町）

## 1.2 荒川中流右岸ブロックの現状と課題

### 1.2.1 治水に関する現状と課題

#### (1) 過去の洪水の概要

荒川中流右岸ブロックでは、主に東部の低平地においてたびたび浸水被害が生じている。至近 20 年間で特に被害の大きかった洪水は、昭和 57 年 9 月洪水、平成 11 年 8 月洪水である。

また、水害の形態は、河道の流下能力不足による溢水の他、支川合流点における本川から支川への逆流による溢水や支川から本川への排水不良による内水が主な原因であった。

表1 荒川中流右岸ブロックにおける過去の主な水害

洪水発生日	総雨量 <sup>1</sup>	浸水面積 (ha)	浸水戸数 (戸)	備考
S57.9.10～12 <sup>2</sup>	332 mm	5,354	2,102	台風 18 号
H2.9.24～10.1	185 mm	283	53	台風 20 号
H2.11.27～12.3	273 mm	1,378	148	台風 28 号
H5.8.26～27	164 mm	108	34	台風 11 号
H10.8.27～30	320 mm	401	30	台風 4 号
H10.9.15～16	199 mm	373	15	台風 5 号
H11.8.12～14	419 mm	1,048	705	熱帯低気圧
H12.7.7～9 <sup>2</sup>	140mm	161	17	台風 3 号
H13.9.8～11 <sup>2</sup>	63mm	51	0	台風 15 号
H14.7.9～12 <sup>2</sup>	279mm	155	8	台風 6 号
H14.9.30～10.3 <sup>2</sup>	177mm	270	38	台風 21 号

【出典：水害統計他】

1：総雨量は、ブロック内の 8 観測所(名栗、<sup>なぐり</sup>あがの、<sup>あがの</sup>どうたいら、<sup>どうたいら</sup>おがわ、<sup>おがわ</sup>おごせ、<sup>おごせ</sup>はんのう、<sup>はんのう</sup>つるがしま、<sup>つるがしま</sup>たかさか、<sup>たかさか</sup>高坂)の観測値を算術平均して算定した。

2：S57 年、H12 年、H13 年、H14 年の浸水面積・浸水戸数は、埼玉県資料による。

【参考】

川越市久下戸の氷川神社境内に立つ石灯籠には寛保 2 年(1742)の大洪水の水位が刻まれており、入間川水系の大洪水を物語るうえでも重要な記録である。

S57.9 洪水



和田吉野川と  
通殿川の合流点付近

H11.8 洪水



越辺川と飯盛川の合流点付近



坂戸市浸水状況

図1.7 主な洪水時の状況

## (2) 治水施設の整備状況

荒川中流右岸ブロックでは、時間雨量 50mm 程度の降雨に対応することと、過去の洪水の際の浸水状況を踏まえた治水施設の整備を実施している。

しかし、荒川中流右岸ブロック内においては、治水施設の整備を積極的に実施しているものの、いまだ河川の断面が小さな区間や、本川との合流点処理が行われていない箇所等が残っていることや、ブロック内の土地開発が進み、流域の保水能力が低下しているため、大雨が降ると周辺の水田や住宅地等で浸水被害が発生し、人々の生活に大きな影響を及ぼしている。

このため、これらの未整備箇所については、洪水による被害状況や流域における土地利用状況等を考慮し、緊急性・必要性の高い箇所から治水施設の整備を進めていく必要がある。



図1.8 治水施設の整備状況

### (3) 治水事業の課題

平成 12 年 12 月、河川審議会において、流域が有している保水機能の保全、氾濫域における適切な治水方式の採用、市街地における洪水氾濫を想定した水害に強いまちづくりの推進等をまとめた「流域での対応を含む効果的な治水のあり方について」が中間答申された。

今後は国とともに従来の治水施設による対策だけでなく、多様な方策を荒川流域全体で検討していくことが必要である。

また、現在埼玉県においては、開発に伴う雨水の急激な流出増を抑制するため、開発者に対する調整池の設置要請や、小学校や公園などを利用した雨水貯留浸透施設の設置などの流域対策を進めているほか、流域の保水機能等を持続させるため、森林の保全を積極的に進めているところである。今後とも、荒川中流右岸ブロックのみではなく、荒川流域全体を見据えた治水対策についても、国や地域住民とともに、検討していくことが必要である。

## 1.2.2 河川の利用及び河川環境に関する現状と課題

### (1) 水利用

荒川中流右岸ブロックでは、ブロック内の河川から取水された水が主に農業用水や水道用水として利用されている。許可水利権の内訳は、県管理区間から取水している農業用水が  $3.59\text{m}^3/\text{s}$  水利権量全体の約 78%、水道用水が  $0.97\text{m}^3/\text{s}$  水利権量全体の約 21%、工業用水が  $0.02\text{m}^3/\text{s}$  水利権量全体の約 1% をそれぞれ占めている。許可水利権の取水件数については、農業用水が 23 件、水道用水が 11 件、工業用水が 1 件、その他用水が 2 件の計 36 件である。農業用水の利用によるブロック内かんがい面積は、約 4 千 ha となっている。

なお、慣行水利権については、農業用水が 218 件、工業用水が 6 件設定されているが、取水量が不明である。また、比企地方の水源域には多数の溜池（谷地）が築造され、水田かんがいに利用されているのが特色になっている。今後、堰の改築を行う際には慣行水利から許可水利への転換を図る等、水利用の適正な管理を推進することが望ましい。

また、埼玉県では、人口の増加、産業の発展、生活水準の向上等により水需要が増大したことと、地盤沈下対策として地下水から表面水へ転換したことにより、河川水への依存度が高まっており、水資源開発施設の設置場所を他県に依存する割合が高くなっている。

このような状況の中、入間川支川の有間川（名栗村）では、入間川総合開発事業の一環として県営初の多目的ダム「有間ダム」が昭和 61 年 3 月に完成し、洪水調節、流水の正常な機能の維持、都市用水の確保の機能を果たしている。



図 1.9 有間ダム（名栗村）

### (2) 河川環境

荒川中流右岸ブロックは、山地、台地、低平地と変化に富んだ地形を有しており、大小様々な河川を軸に多様な環境が形成されており、生物の良好な生息空間となっている。

ブロック内の河川は、山地を源流とする河川と丘陵地や溜池、農業排水を源流とする河川の 2 種類に大別される。

山地を源流とする河川としては、入間川、都幾川、越辺川、高麗川、槻川等が代表

【出典：埼玉県農村整備課資料「かんがい面積は、水利権届出書記載面積集計値」】

的な河川である。これらの河川では瀬・淵が発達し、砂礫も多く、河原がしやすい傾向があり、上流部をはじめとして良好な自然河川の環境を呈している。

丘陵地を源流とする河川としては、市野川や和田吉野川等が代表的な河川で、これらの河川では歴史的に人の手が加わり、農業用の用排水路等として利用されるなど地域の生活に密着した河川が多い。

中流右岸ブロック内の河川には、以下のような特徴的な環境が多く残されており、このような場所は生物にとって良好な生息環境となっている。

- ・入間川、都幾川、越辺川等の平野部は、比較的広い河川敷幅を有しており、まとまった自然が残されている。入間川には、砂礫地や湿生草地、河畔林等、水辺の生物の生息に適した環境を残す河川敷が広がっており、ホンドキツネやイカルチドリが生息し、河川生態系の拠点となっている。



図 1.10 都幾川 中流部(都幾川村付近)

- ・小畔川、南小畔川、高麗川等の平野部を貫流する区間の河川敷にも、湿生草地や河畔林、砂礫地等が発達した良好な自然が維持された空間がみられる。
- ・高麗川、入間川等の山地部を貫流する区間では、河畔林をひかえた良好な環境が残されている。このような区間では、トウキョウサンショウウオをはじめとした注目すべき生物種が生息しているところが多い。

近年、河川は身近な自然環境として、また動植物にとっての貴重な生息・生育環境として、その重要性の認識が高まっていることから、堰等の横断工作物により河川の縦断方向の連続性を少しでも分断されないように魚道の設置を推進していくことや、ブロック内に生息する動植物等について、生息・生育状況の調査や情報収集を進め、それらの生息・生育環境の保全のための方策を講じていくなど、中流右岸ブロックにおいても今後は、河川環境に配慮した河川の整備や管理を進めていく必要がある。

また、河川環境だけに限った議論ではないが、元来その地域に生息していない生物を移入することは、地域固有の遺伝子のかく乱、食害、疾病、生物間の相互関係のかく乱を引き起こすことが問題となっており、荒川流域においても近年、種のかく乱が懸念されている。

### (3) 流況

荒川中流右岸ブロックの流況は、平成2年～11年の平均濁水流量を見ると、入間川では下流で約 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ （小ヶ谷地点）、上流で約 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ （飯能地点）、越辺川では約 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ （今宿地点）、小畔川では $0.3\text{m}^3/\text{s}$ （八幡橋地点）、都幾川では約 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ （唐子橋地点）、市野川では下流で約 $0.9\text{m}^3/\text{s}$ （小見野地点）、中流で約 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ （天神橋地点）、和田吉野川では $0.1\text{m}^3/\text{s}$ （玉作地点）となっている。

入間川では下流の国管理区間で瀬切れが生じ、魚類への大きな影響が生じたこともあり、県管理区間においても今後、各河川において利水状況や動植物の生息・生育等に必要な適正な流量の検討と流量の確保が課題となっている。

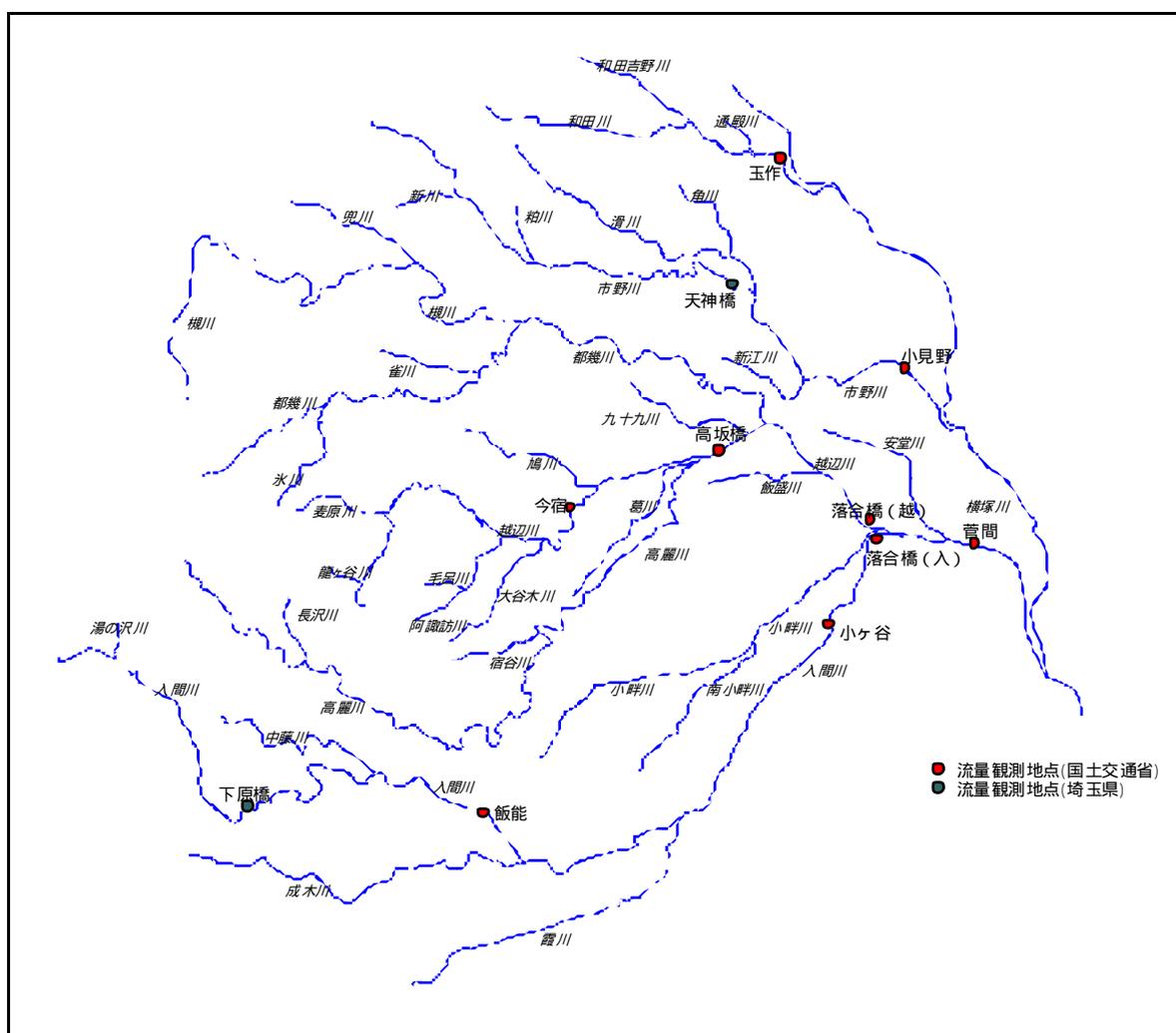


図 1.11 荒川中流右岸ブロックにおける流量観測地点

#### (4) 水質

荒川中流右岸ブロック内の河川の水質は、近年改善傾向にあるが、未だ環境基準を達成できていない河川もある。高麗川の<sup>こまがわおおはし</sup>高麗川大橋、<sup>てんじんばし</sup>天神橋、都幾川の<sup>ひがしまつやまばし</sup>東松山橋(A類型)、成木川の<sup>なるきおおはし</sup>成木大橋(B類型)では昭和58年以降環境基準が達成されている。また、入間川の<sup>おちあいばし</sup>給食センター前(A類型)、<sup>おちあいばし</sup>落合橋(B類型)、越辺川の<sup>いまがわばし</sup>今川橋(A類型)、<sup>おちあいばし</sup>落合橋(B類型)、小畔川の<sup>とげばし</sup>とげ橋(C類型)では近年(平成8~13年)水質が改善され環境基準が達成されるようになった。

しかし、<sup>かぶとがわごうりゅうてんまえ</sup>槻川の<sup>かぶとがわごうりゅうてんまえ</sup>兜川合流点前(B類型)、和田吉野川の<sup>よしみばし</sup>吉見橋(B類型)、市野川の<sup>てんじんばし</sup>天神橋(B類型)、<sup>かちばし</sup>徒歩橋(C類型)では環境基準が達成されていないため、今後、関係機関や地域と連携・協力して、様々な水質対策を講じていく必要がある。



図 1.12 荒川中流右岸ブロックにおける水質の類型指定

## (5) 河川利用

荒川中流右岸ブロックの河川で比較的広い河川敷を有する入間川、越辺川、都幾川、高麗川等では、河川敷が広場や公園等に数多く利用されている。また、近年のアウトドアブームを受け、休日には地域住民に加えて首都圏からも多くの人々が、デイキャンプやバーベキューなどのレジャー目的で河川やその周辺に訪れている。また、中流右岸ブロック内の一級河川には、第5種共同漁業権が漁業協同組合に免許され、アユをはじめとする魚類の増殖と利用が図られている。

このように、荒川中流右岸ブロックの河川は、地域や首都圏の人々の憩いや安らぎの場として非常に重要な役割を担っている。一方、河川の利用の増加に伴い、ゴミの散乱や河原への車の進入等、環境悪化が懸念されている。

そこで、今後は、地域と連携しながら適正な維持管理を進め利用の増進を図っていく必要がある。

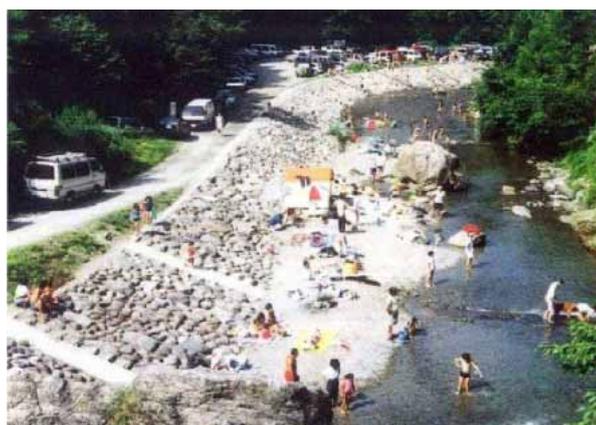


図 1.13 都幾川の木の間キャンプ場（都幾川村）

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

本計画は、「水害を軽減する安全な川づくり」と「川の個性、地域との関わりを踏まえた川づくり」を進め、「安全で豊かな自然を有した荒川中流右岸ブロック」及び「次世代に継承できる川」の実現を目指す。

河川整備にあたっては、近年の浸水被害状況や、流域内のまちづくりや資産の集積状況等を考慮しながら、自然豊かな荒川中流右岸ブロックの特徴に合わせた整備を行う。

荒川中流右岸ブロックの河川は、概ね荒川本川に向かって、ブロックの西部の山地から台地を経て平地部へ流下し、ブロック東部の荒川本川周辺部の低平地において度々浸水被害を生じている。埼玉県では、これまでも積極的に治水施設の整備を進めてきたところであるが、未だ多くの箇所では浸水被害が発生しており、引き続き改修が必要な状況である。

また、当ブロックは首都圏の 40km 圏から 70km 圏の間に位置し、その立地条件の良さから、流域内では市街地の拡大が進んでおり、守るべき流域内資産も増えていることから、治水施設の整備が求められている。

当ブロックの河川は、国土交通省が管理する区間との関連が強いことから、国の整備と連携し、より効果的な治水施設の整備を進めるとともに、自然豊かな荒川中流右岸ブロックの特徴に十分配慮しながら、安全で豊かな自然を有した荒川中流右岸ブロックの実現を目指す。

なお、本計画は、まちづくりなどの社会状況、流域の自然状況、河道状況等の変化や、新たな知見・技術等の変化により、適宜見直しを行う。

### 2.1 計画対象期間及び計画対象区間

#### (1) 計画対象期間

計画の対象期間は、計画策定時から概ね 30 年間とする。

#### (2) 計画対象区間

河川整備計画の対象とする区間は、荒川中流右岸ブロックにおける一級河川のうち埼玉県が管理する全ての区間とする。表 2.1 と図 2.1 に、対象区間を示す。

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (1/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
入間川	左岸 人間郡名栗村大字上名栗字東山中 1,981 番地先	国管理区間上流端	51,273
	右岸 同郡同村同大字字西山中 2,046 番のイ地先		
横塚川	左岸 比企郡川島町大字曲師字曲居野 91 番の 1 地先	入間川への合流点	2,500
	右岸 同郡同町同大字同字 90 番地先		
安藤川	左岸 比企郡川島町大字南園部字五反田 276 番 1 地先	入間川への合流点	7,475
	右岸 同郡同町同大字北園部字安藤 539 番地先		
越辺川	左岸 入間郡越生町大字黒山字南山 1,188 番地先	国管理区間上流端	16,880
	右岸 同郡同町同大字字東 697 番地先		
小畔川	日高市大字高萩字西王神 2,550 番の 1 地先の 県道橋	国管理区間上流端	8,840
南小畔川	日高市大字大谷沢字大門向田 652 番の 1 地先の 県道橋	小畔川への合流点	6,470
飯盛川	左岸 坂戸市大字片柳字風原 549 番の 2 地先	越辺川への合流点	4,300
	右岸 同市同大字字西谷 722 番の 2 地先		
都幾川	左岸 比企郡都幾川村大字大野字竹ノ谷 1,372 番地先	国管理区間上流端	27,600
	右岸 同郡同村同大字字鳶ノ巣 1,027 番の 1 地先		
槻川	左岸 秩父郡東秩父村大字白石字本皆戸 393 番の 1 地先	都幾川への合流点	24,899
	右岸 同郡同村同大字字萩殿 763 番地先		
兎川	左岸 比企郡小川町大字勝呂字片瀬 555 番地先	槻川への合流点	6,900
	右岸 同郡同町同大字字落合 185 番地先		
館川	左岸 比企郡小川町大字腰越字赤木 1,818 番地先	槻川への合流点	2,100
	右岸 同郡同町同大字字大芝戸 3,039 番のイ地先		
雀川	左岸 比企郡玉川村大字日影字小北 563 番地先	都幾川への合流点	6,000
	右岸 同郡同村同大字字高谷 660 番地先		
氷川	左岸 比企郡都幾川村大字柵平字小林 1 番地先	都幾川への合流点	4,350
	右岸 同郡同村同大字字大津久 657 番地先		
九十九川	左岸 東松山市大字岩殿字入山 1,359 番地先	越辺川への合流点	6,000
	右岸 同市同大字字青木 1,333 番地先		

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (2/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
高麗川	左岸 飯能市大字坂元小ノ神戸 1,345 番の 1 地先 右岸 同市同大字字長比良 1,431 番の 4 地先	国管理区間上流端	32,425
宿谷川	左岸 入間郡毛呂山町大字宿谷字坂口 208 番の 1 地先 右岸 同郡同町同大字字西ヶ谷 209 番地先	高麗川への合流点	1,500
長沢川	左岸 飯能市大字高山字日影 121 番の 3 地先 右岸 同市同大字字井尻 106 番のイ地先	高麗川への合流点	4,300
北川	左岸 飯能市大字北川字石風呂 1,183 番の 1 地先 右岸 同市同大字字岩井沢 1,150 番の 7 地先	高麗川への合流点	4,700
葛川	入間郡毛呂山町大字下川原字田向 461 番の 35 地先の東武鉄道越生線鉄道橋	越辺川への合流点	7,800
鳩川	左岸 比企郡鳩山町大字高野倉字貫 429 番のイ地先 右岸 同郡同町同大字字笹原 416 番地先	越辺川への合流点	6,820
大谷木川	左岸 入間郡毛呂山町大字大谷木字大平 2 号 1,266 番の 10 地先 右岸 同郡同町同大字字亀石甲 898 番の 1 地先	越辺川への合流点	6,400
毛呂川	左岸 入間郡毛呂山町大字滝の入字住吉 1,337 番の 2 地先 右岸 同郡同町同大字同字 908 番地先	越辺川への合流点	4,900
阿諏訪川	左岸 入間郡毛呂山町大字阿諏訪ひの字 1,385 番地先 右岸 同郡同町同大字字にの字 143 番地先	毛呂川の合流点	1,300
上殿川	左岸 比企郡都幾川村大字大付字小山沢 467 番地先 右岸 入間郡越生町大字上谷字雨請松 549 番地の 2 の地先	越辺川への合流点	2,500
麦原川	左岸 入間郡越生町大字麦原字柿の木平 990 番の 2 地先 右岸 同郡同町同大字字鳶の巣 1,067 番地先	越辺川への合流点	3,500
竜ヶ谷川	左岸 入間郡越生町大字竜ヶ谷字女滝 911 番地先 右岸 同郡同町同大字字夫婦岩 955 番地の 1 地先	越辺川への合流点	3,500
霞川	都県界	入間川への合流点	10,338
成木川	都県界	入間川への合流点	4,600

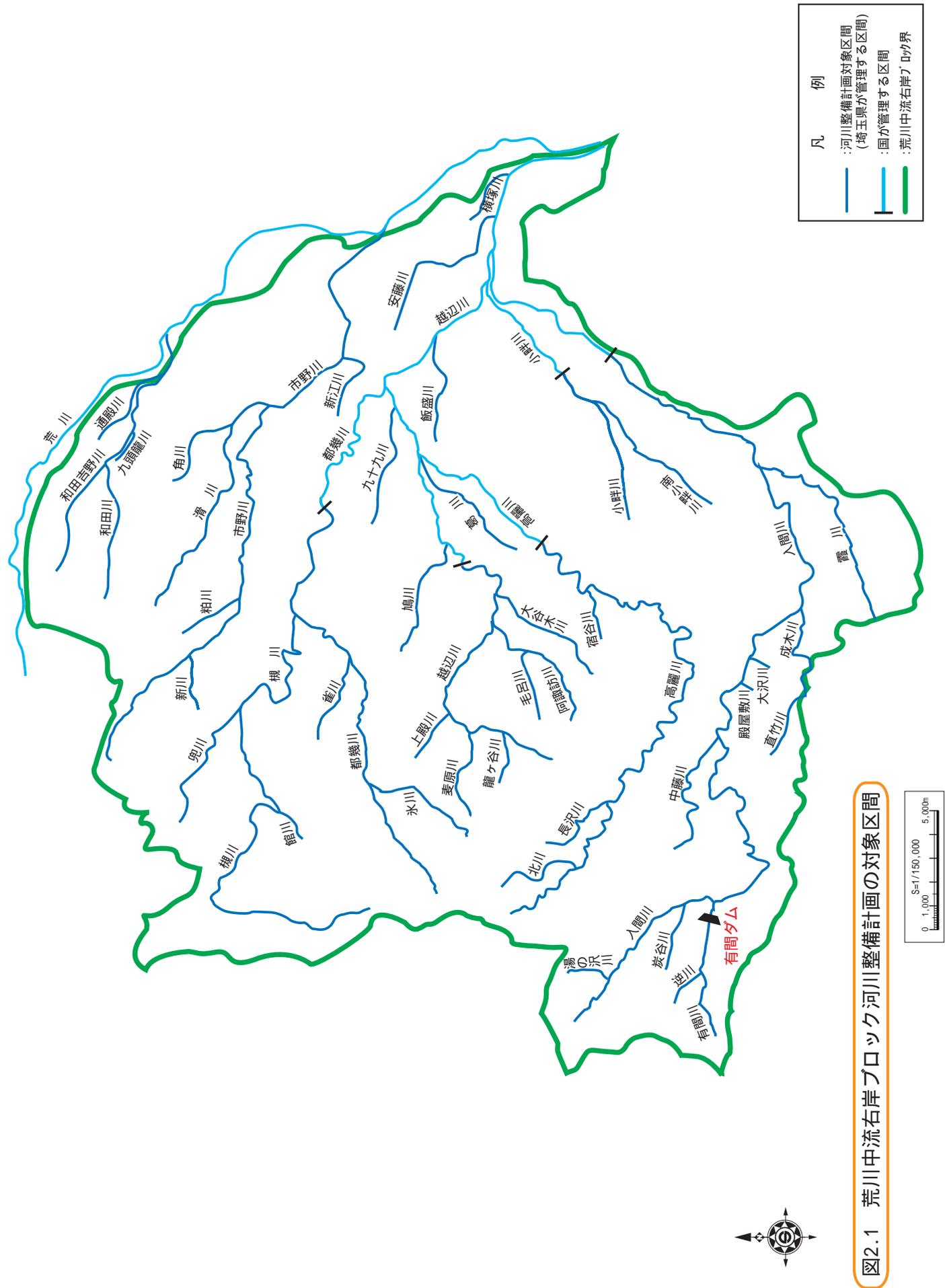
表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 ( 3/4 )

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
直竹川	左岸 飯能市大字上直竹上分字東細田 363 番地	成木川への合流点	4,800
	右岸 同市同大字字上ノ久保 302 番地先		
大沢川	左岸 飯能市大字大河原字金穴 378 番地先	入間川への合流点	963
	右岸 同市同大字同字 374 番地先		
殿屋敷川	左岸 飯能市大字大河原字大谷口 889 番地先	入間川への合流点	512
	右岸 同市同大字同字 888 番 1 地先		
中藤川	左岸 飯能市大字南字上中沢 251 番地先	入間川への合流点	6,200
	右岸 同市同大字字畑中 610 番地先		
有間川	左岸 入間郡名栗村大字下名栗字柄の木入出口 1,798 番地先	入間川への合流点	9,100
	右岸 同郡同村同大字字日影大淵 1,789 番地先		
逆川	左岸 入間郡名栗村大字下名栗字井戸入 1,808 番地先	有間川への合流点	1,800
	右岸 同郡同村同大字字逆川 1,807 番地先		
炭谷川	左岸 入間郡名栗村大字上名栗字炭石 3,047 番の 1 地先	入間川への合流点	2,600
	右岸 同郡同村同大字字炭谷日影 3,049 番の 1 地先		
湯の沢川	左岸 入間郡名栗村大字上名栗字釜の入 1,252 番の 1 地先	入間川への合流点	1,900
	右岸 同郡同村同大字字姥補 1,415 番の 1 地先		
市野川	左岸 大里郡寄居町大字牟礼字下金井 790 番地先	荒川への合流点	38,162
	右岸 同郡同町同大字字金井 906 番地先		
新江川	左岸 東松山市大字下野本字中曾根 1,760 番地先	市野川への合流点	3,379.5
	右岸 同市同大字同字 1,622 番地先		
滑川	左岸 比企郡滑川町大字和泉字畠中前 963 番地先	市野川への合流点	13,500
	右岸 同郡嵐山町大字勝田字元広野 34 番の 1 地先		
角川	左岸 東松山市大字大谷字片岡 434 番の 1 地先	滑川への合流点	3,700
	右岸 同市同大字字町田 514 番の 1 地先		
粕川	左岸 比企郡嵐山町大字越畑字東川端 750 番地先	市野川への合流点	3,500
	右岸 同郡同町同大字字西川端 96 番地先		
新川	左岸 比企郡小川町大字高谷字宮小 1,274 番地先	市野川への合流点	2,600
	右岸 同郡同町同大字同字 1,261 番地先		

表 2.1 荒川中流右岸ブロックの計画対象区間 (4/4)

河川名	区間		河川延長 (m)
	上流端	下流端	
和田吉野川	大里郡江南町大字成沢字宮前 163 番地先の宮前橋	荒川への合流点	11,200
和田川	左岸 大里郡江南町大字坂井字山之神 987 番地先	和田吉野川への合流点	8,950
	右岸 同郡同町同大字字下田 7 番地先		
九頭龍川	東松山市大字岡宿舗 1,579 番 1 地先の市道橋下流端	和田吉野川への合流点	1,700
通殿川	左岸 大里郡大里村大字中曾根字北町 121 番地先	荒川への合流点	3,670
	右岸 同郡同村大字小泉字前方 80 番の 2 地先		

【出典：埼玉県河川指定調書】



## 2.2 河川整備計画の目標

### 2.2.1 洪水による被害発生の防止または軽減に関する事項

洪水による災害の発生の防止または、軽減を図るため、将来的な計画を考慮しながら、当計画では当面の県の改修目的である時間雨量 50mm 程度の降雨より発生する洪水は、安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。

荒川中流右岸ブロック内の河川では、全国の中小河川において治水整備の当面の目標となっている時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水に対して、これを安全に流下させることのできる治水施設の整備を行う。

表 2.2 雨の降り具合の目安

雨の規模	時間雨量	雨の降り具合
普通の雨(小雨)	1~10mm/hr	地面に水溜りができる程度によくある雨
強い雨	10~30mm/hr	地面一面に水溜りができ、水はねがかなり生じる程度の雨
激しい雨	30~50mm/hr	土砂降りの雨。傘を差していても濡れてしまう程度の雨
糸雨	50~70mm/hr	降り注ぐ雨が、連続して糸のように見える程度の雨で車の運転は困難
滝雨	70~100mm/hr	降り注ぐ雨が、滝のように見える常態で低地を中心に浸水被害が発生しやすい
板雨	100mm/hr 以上	降り注ぐ雨が、連続して板のように見え、視界を遮る状態

### 2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

関係機関と連携・協力して、取水・還元量等の実態の把握や河川流量の把握に努めるとともに、健全な水循環系の構築に努める。

荒川中流右岸ブロック内の河川の水は、農業用水や工業用水、水道用水として利用されている一方で、良好な動植物の生息生育環境を支えている。

したがって、今後も河川の流水の正常な機能を維持する観点から、関係機関と連携・協力して、農業用水等の利水状況や動植物の生息・生育の保持、流水の清潔の保持等に必要となる流量の検討に努めるものとする。また、取水・還元量等の実態の把握や河川流量の把握に努めるとともに、河川流量の安定のため、森林や里山、ため池等の保全や、健全な水循環系の構築のために関係機関と連携を図っていく。

### 2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の現状を十分把握し、荒川中流右岸ブロックの地形特性、自然環境、景観、水環境、親水利用等の観点から、治水及び利水と整合を図った河川環境の整備と保全に、関係機関及び地域住民と連携しながら取り組んでいく。

荒川中流右岸ブロック内の上流部を中心とした十分な流下能力を有する区間においては、現状で有している良好な河川環境を極力保全する。また、平地部の一部の河川整備が必要な区間においても、事業実施にあたっては、現在の良好な河川環境を可能な限り保全していく。

河川整備にあたっては、低水路の線形やみお筋の幅等、もともとの川の姿を参考とし、旧流路等についても極力保全することに努めていく。

具体的には、

- ・ 自然の力によって、瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮する。
- ・ 水際部に多孔質材料を用いることにより、法面を植生が繁茂できる構造とするなど、在来の動植物の生息・生育環境に配慮した河川環境を創出する。
- ・ 地域と連携を図り多様性に配慮しながら極力単調とならない、地域全体の景観と調和のとれたデザインとする。

などの整備に努める。

荒川中流右岸ブロックの河川の水質は、現在は概ね良好に推移しているが、一部の河川で環境基準を超えている年がある。

今後、流域全体の問題として、関係機関と協力しながら水質の改善に取り組んでいく。また、地域住民の理解と協力を得ながら、ゴミの減量や河川区域内の美化に努め、良好な水環境の保全や形成に努めていく。

人々が河川を利用しやすいところでは、身近に水辺に親しめるような河川空間の整備に努め、適正な利用を促すとともに、自然学習や環境教育の場としての利用も促進する。

また、伝統、文化、川とのつきあい方、河川に関わる観光、イベントなどにも配慮し、地域住民の多様なニーズに対応した川づくりを推進するとともに、関係機関や地域と連携・協力して高齢者や障害者にもやさしい、親しみやすい川づくりにも取り組んでいく。

### 3. 河川整備の実施に関する事項

#### 3.1 河川工事の目的、種類および施行の場所

荒川中流右岸ブロック内では上流部を中心とした十分な流下能力を有する区間を除き、改修が必要な平地部の区間では、時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する洪水は安全に流下させるため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅、河床掘削等の河道改修と洪水調節のための放水路の整備や排水機場の設置を行う。

本計画で示した河道の断面は、治水機能上その地点において最低限必要な流下断面を確保するものとして設定したものである。したがって、もともと用地に余裕がある箇所や、計画図に示した河道の断面以上の用地が確保できる箇所においては、それらの用地を有効に活用した河道の整備を地域の方々の意見を参考にしながら実施していく。

河川工事の実施にあたっては、水辺に生物が生息しやすい木材や石材等の自然素材や、流域または現地での発生材を利用するほか、人々が自然とふれあい環境と共生できる良好な水辺空間の確保に努める。

堰、落差工等の河川横断工作物は、魚類等の移動を妨げない構造や形式に配慮することなどに加え、今後は川の上下流方向だけでなく、川と周辺環境との横方向の生物の移動にもできる限り配慮した自然環境や生態系の保全を視野に入れた整備とするために関係機関とともに検討していく。

また、対象となる河川の個性や特性に配慮し、河川幅に余裕のある河川については、地元自治体や沿川住民の意見を聞きながら、極力現状の良好な河川環境の保全に努める。

河床掘削や拡幅等の河川改修に際しては掘削土砂等を河床材料や覆土に用いるなど、極力流域及び現地で発生した発生材の活用を進め、自然生態系にできるだけの配慮をし、良好な自然環境の保全に努める。

また、これらの対策を講じた河川については、地域住民、市民団体、及び関係機関との連携を図りながら必要に応じて評価・判断の仕組みを視野に入れたモニタリングを実施し、その結果を今後の河川整備に反映させることとする。

概ね 30 年の間に、整備を予定する河川については以下のとおりである。

**(1) 越辺川、小畔川、南小畔川、都幾川、槻川、兜川、鳩川、大谷木川、毛呂川、霞川、角川、新川、和田吉野川、和田川**

一部の区間で流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。

**(2) 葛川**

河川の流下能力が十分ではないことと、洪水時に本川越辺川の水位が上昇し、越辺川から洪水が逆流することにより、浸水被害が発生している。そのため、築堤、河道拡幅等の河道改修と併せて、放水路を整備し、下流部の洪水流量を軽減する。また、越辺川との合流点については、越辺川を管理する国と協力して浸水被害の解消を図る。

**(3) 市野川**

一部の区間では流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。なお、下流部の荒川水位の影響区間において、堤防断面が不足しているため、堤防を補強する。

また、治水施設の整備に合わせ、関係機関や地域と連携・協力し、人々が身近に水辺に親しめる河川空間の整備を行う。さらに、水環境の改善に努める。

**(4) 横塚川**

一部の区間では流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、築堤、河道拡幅等の河道改修と併せて、放水路を整備し、下流部の洪水流量を軽減する。

**(5) 安藤川**

一部の区間では流下能力が十分ではないことから、洪水による浸水被害が発生している。そのため、堤防の嵩上げや築堤、河道拡幅等の河道改修を行う。

また、治水施設の整備に合わせ、関係機関や地域と連携・協力し、人々が身近に水辺に親しめる河川空間の整備を行う。

**(6) 飯盛川**

洪水時に本川越辺川の水位が上昇し、その洪水が飯盛川に逆流し、浸水被害が発生していた。この浸水被害解消のために、逆流防止の樋門が、国によって整備された。今後は、築堤、河道拡幅等の河道改修と併せて、越辺川との合流点に、排水機場の整備を行う。

**(7) 新江川**

洪水時に本川市野川の水位が上昇し、新江川からの自然排水が困難となることにより、内水被害が発生している。このため、市野川合流点に樋門及び排水機場を整備する。

## **(8) 九十九川**

洪水時に本川越辺川の水位が上昇し、越辺川から洪水が逆流することにより、浸水被害が発生している。このため、合流点の整備について、越辺川を管理する国と協力し、浸水被害の解消を図る。

## **(9) その他**

沿川の状況の変化により必要に応じて護岸等を整備し、安全を確保するものとする。また、河岸の崩壊等被災箇所においては護岸工等適宜災害復旧工事を実施する。

関係機関や地域と連携・協力しながら、身近に水辺に親しめる河川空間や動植物の生息・生育に配慮した河川環境の整備に努める。

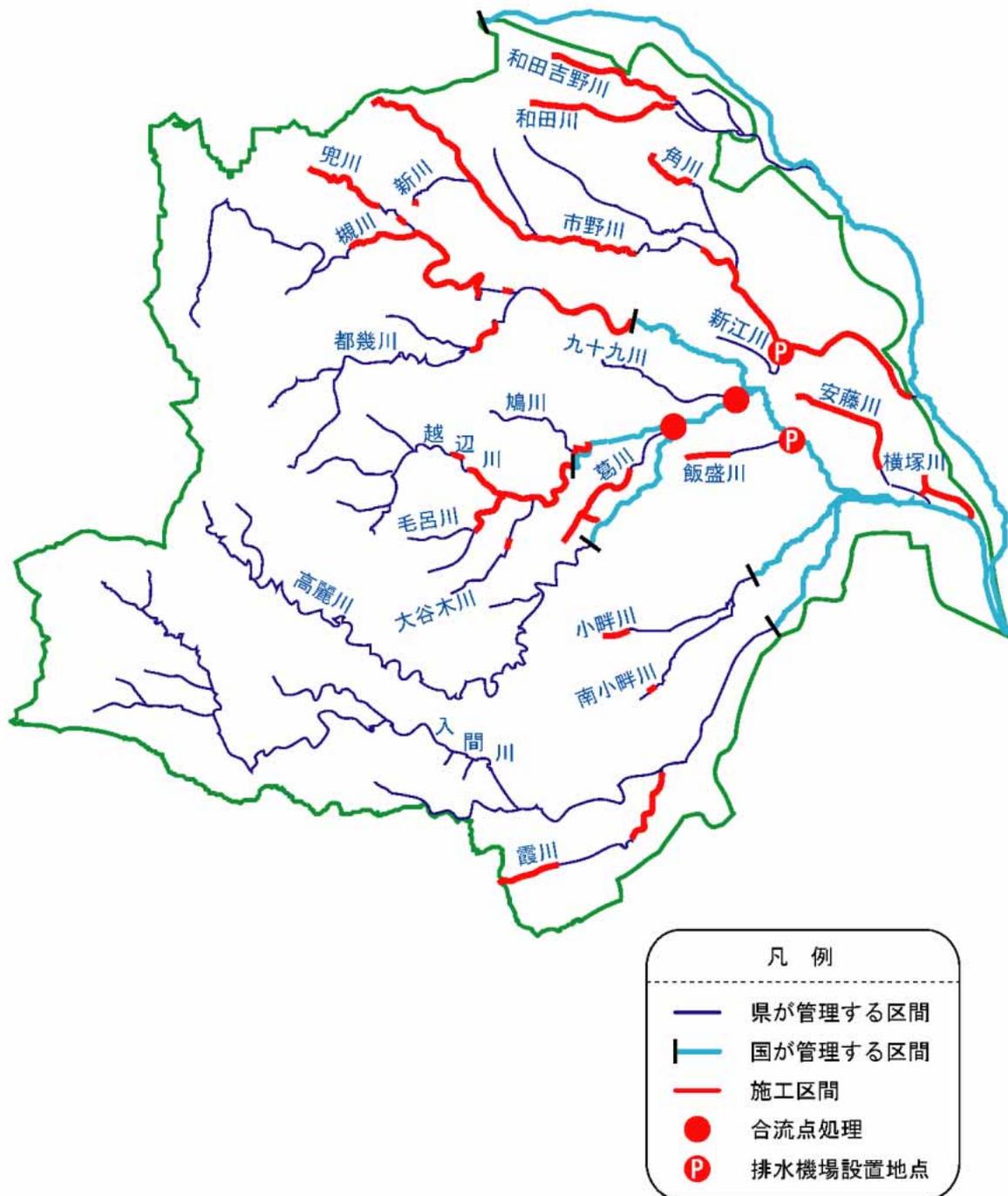


図 3.1 河川工事の施工の場所

表 3.1 河川工事の施行の場所 (1/2)

河川名	工事の目的	施工内容	施工区間	施工延長
横塚川	流下能力の向上	河道改修	0.0km (入間川合流点) ~ 2.5km (一級起点)	2.5km
	高水流量の低減	放水路整備	0.0km (安藤川合流点) ~ 0.7km (横塚川分派点)	0.7km
安藤川	流下能力の向上	河道改修	1.9km ~ 6.6km (一級起点)	4.7km
	親水性の向上	親水公園と一体となる親水護岸整備	1.47km (稻荷橋) ~ 1.78km	0.3km
越辺川	流下能力の向上	河道改修	0.0km (国管理区間上流端) ~ 6.1km (JR八高線橋梁付近)	6.1km
			6.6km (県道東松山越生線春日橋付近) ~ 7.6km	1.0km
小畔川	流下能力の向上	河道改修	11.8km (国道407号バイパス新相原橋) ~ 13.3km (一級起点)	1.5km
南小畔川	流下能力の向上	河道改修	5.3km (圏央道) ~ 6.0km	0.7km
飯盛川	流下能力の向上	河道改修	1.9km (東谷3号橋付近) ~ 4.4km (一級起点)	2.5km
	内水排除	排水機場設置 (7m <sup>3</sup> /s)	越辺川合流点	-
都幾川	流下能力の向上	河道改修	0.0km (国管理区間上流端) ~ 4.5km (学校橋)	4.5km
			7.4km (班溪寺橋) ~ 9.6km (県道玉川坂戸線玉川橋)	2.2km
槻川	流下能力の向上	河道改修	0.0km ~ 1.0km	1.0km
			2.0km ~ 13.9km (館川合流点)	11.9km
兜川	流下能力の向上	河道改修	0.3km (国道254号小川橋) ~ 0.6km (主要地方道熊谷小川秩父線 諏訪の腰橋)	0.3km
			2.4km (下八幡橋付近) ~ 6.8km (一級起点、西浦川合流点)	4.4km
九十九川	内水排除	合流点処理	越辺川合流点	-

表 3.1 河川工事の施行の場所 (2/2)

河川名	工事の目的	施工内容	施工区間	施工延長
葛川	内水排除	合流点処理	越辺川合流点	-
	流下能力の向上	河道改修	3.2km(道信坊橋) ~7.9km(一級起点、東武越生線橋梁)	4.7km
	高水流量の低減	放水路整備	0.0km(高麗川合流点) ~0.9km(葛川分派点)	0.9km
鳩川	流下能力の向上	河道改修	0.0km(越辺川合流点) ~0.2km(内川合流点直下流)	0.2km
大谷木川	流下能力の向上	河道改修	2.3km ~3.1km(JR八高線橋梁)	0.8km
毛呂川	流下能力の向上	河道改修	0.0km(越辺川合流点) ~2.6km(阿諏訪川合流点)	2.6km
霞川	流下能力の向上	河道改修	0.4km ~4.1km(国道16号和田橋)	3.7km
			7.6km(矢口橋下流) ~10.3km(都県界)	2.7km
市野川	流下能力の向上	堤防補強	0.0km(荒川合流点) ~6.9km(新江川合流点)	6.9km
		河道改修	6.9km(新江川合流点) ~12.4km(国道407号梁瀬橋)	5.5km
		河道改修	16.3km(県道深谷東松山線市野川橋付近) ~29.5km(小川町・寄居町境界)	13.2km
	河川環境の整備	水辺空間整備	16.8km ~18.0km	1.2km
新江川	内水排除	樋門設置 排水機場設置 (概ね $10\text{m}^3/\text{s}$ )	市野川合流点	-
角川	流下能力の向上	河道改修	2.5km ~3.8km(一級起点)	1.3km
新川	流下能力の向上	河道改修	2.6km(主要地方道熊谷小川秩父線宮子橋 付近) ~2.8km(一級起点)	0.2km
和田吉野川	流下能力の向上	河道改修	3.9km(和田川合流点直上流) ~11.2km(一級起点)	7.3km
和田川	流下能力の向上	河道改修	0.1km(和田吉野川合流点付近) ~9.0km(一級起点)	8.9km

### 3.2 河川の維持の目的、種類および施行の場所

河川の維持管理については、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点から、河川の機能が十分に発揮されるよう適切な維持管理を行う。

#### (1) 堤防・護岸等の安全性の維持

堤防、護岸、洪水調節施設等、これらの施設がその機能を常に発揮し得るよう、日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況の把握に努めるとともに、必要な対策を行う。

定期的な河川巡視による堤防河岸や河床の状況把握に努めるとともに、河道断面維持のための土砂掘削、除草やゴミ掃除等、洪水流下能力の維持や堤防河岸の利用に配慮した適切な維持管理を行っていくとともに、河川を生息、生育の場としている動植物に対して、良好な環境が保持できるように配慮していく。また、洪水等により堤防や河岸が被災を受けた場合には、工法等、自然環境の保全に配慮しながら、速やかにこれを復旧する。

#### (2) 有間ダムの維持

有間ダムは、入間川下流域の浸水被害軽減のための洪水調節や県営水道への水供給のために県営初の多目的ダムとして入間川上流域の支川の有間川に建設された。

これらの機能を常に発揮しうるよう適正な管理を行う。

#### (3) 許可工作物等への適正な指導

橋梁や堰等河川を横断する工作物や、その他の工作物について、適切な維持管理がなされるよう指導していくとともに、新たに改築する際には、各管理者と連携・協力し、自然環境へ十分に配慮できる構造となるよう指導していく。

### 3.3 河川の機能の維持、保全等に関する事項

河川には様々な機能があるが、その機能が十分に発揮されるためには河川のみではなく、流域全体で様々な対策を講じることが必要であるため、関係機関や地域住民との連携、協力が必要である。

### (1) 洪水時の被害の軽減・河川情報の提供などに関する事項

洪水による被害の軽減を目的として、浸水実績図を公表したり、洪水時には降雨状況、避難情報等に関して情報提供するなど、関係市町村と連携して防災に対する地域住民の意識の高揚を図っていく。

また、関係機関や流域住民と連携を図りながら、水防体制や避難警戒体制の強化、洪水情報の提供、洪水ハザードマップ作成に向けての市町村への支援等、ソフト対策の充実を図るとともに、防災活動拠点の整備を進めるとともに災害発生時の初動体制の強化を図っていく。

河川情報については、定期的な雨量・流量の観測を継続的に実施するなど、河川に係るデータの蓄積を図るほか、インターネット、広報等を活用した幅広い情報提供についても方法等を検討していく。

河川・水辺の環境情報マップなどの作成、河川愛護のための資料として河川に関する様々なデータや、工事を実施した箇所状況の公表に努め、住民ニーズに合わせたデータの収集や、データベースの構築等について検討していく。

### (2) 水質の保全及び改善

水質の保全及び改善については、河川の自浄作用を活かす川づくりに努める。

また、地域住民および関係機関と連携・協力を図り、公共下水道の整備と接続、合併処理浄化槽の普及、ゴミの清掃等の河川浄化活動、地域住民の啓発及び水質浄化活動等を促進していく。

この他、関係機関と連携して、河川水質の指標生物の設定を検討するとともに、モニタリングの実施を検討する。

さらに、水質異常事故発生時においては、関係機関との密接な連携のもとに、被害の拡大防止、原因究明に努めるとともに、原状回復のために必要な措置を講ずる。

### (3) 河川の自然環境の保全

従来の自然環境を考慮しながら、良好な河川環境が保全・回復されるよう、自然生態系の保全と荒川中流右岸ブロックの地域特性を生かした河川空間の創出に努める。

埼玉県では、希少性の高い動植物の生息・生育環境の保全のため、現状の問題点を調査・分析し、その結果を踏まえ、総合的な保護計画を策定し、県民、企業、NPO、関係機関等と連携・協働した野生動植物の保護対策を推進することとしている。

特に、外来魚対策については、外来魚の効果的な駆除方法の研究や駆除の実施、外来魚の人為的移動や再放流を禁止する規則を制定するなど、様々な対策が実施されており、今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

この他、河川区域内の樹木については、治水上支障とならない範囲で生態系に配慮しながら保全していく。

また、今後は、堰等の横断工作物による上下流の分断の改善や瀬・淵の保全・回復等、河川や水辺を生息・生育の場としている動植物や親水性に配慮した整備を関係機関と調整・連携を図りながら検討していく。

#### **(4) 親水利用・環境学習の場としての利用促進**

子供から大人までが水辺を利用できる川づくりに取り組んでいく。

なお、近年、河川空間がデイキャンプやバーベキューなどのレジャーのために利用されることが多くなっている。豊かな自然環境に恵まれた河川の水辺空間を、より多くの人々が楽しみながら利用するため、関係機関や地域と連携・協力して車の乗り入れ禁止区域の設定やゴミの持ち帰りなど、河川の適正な利用の促進を図っていく。

また、いたましい水難事故の発生を防止するため、関係機関や地域と連携・協力して、河川の水位等、河川に関する情報や、河川空間の自由使用と自己責任等、基礎知識の提供に努めるなど、河川利用者の意識の啓発を図っていく。

地域の小・中学校を始めとした関係機関や地域と連携・協力して、子どもから大人までが自然学習できる「水辺の楽校」のような場の創出と仕組みの構築を支援する。

#### **(5) 河川の美化**

ゴミの不法投棄や外来魚種の違法放流などを防止するため、定期的に河川巡視を実施するとともに、地域住民と連携して、河川の清掃等、河川の美化に取り組んでいく。

この他、河川に関わるイベントや観光等を通じて、流域住民の河川愛護、美化に対する意識を高めるように努めるとともに、河川に関する広報活動を推進する。

#### **(6) 市民団体、NPO との連携**

荒川流域では大小多数の市民団体やNPO法人、漁業団体等が河川愛護活動を行っている。これらの組織と連携・協力し、市民主体の川づくりやリバーレンジャー制度等の維持管理活動の支援体制づくりを検討するほか、水質測定、河川の美化活動などの個々の活動に対しての援助・協力等を行っていく。

また、これらの組織が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく。

#### **(7) 水源地域の維持管理**

森林の持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能、保健休養機能等の公益的機能により、森林は河川の流量や水質、生態系等の河川環境に大きな影響を及ぼしている。今後、これらの公益的機能を高度かつ持続的に発揮させるために、森林の保全について、関係機関や地域住民とともに検討していく必要がある。

現在、埼玉県においては、「多様な機能をもつ森林の保全」として、間伐の推進や広葉樹林の整備推進、森林サポーターへの活動支援等、様々な施策を推進し、優れた自然景観や多様な生態系を持つ豊かな森林の整備を進めている。また、公共施設や公共工事での県産木材の利用を推進するなど、幅広い分野で県産木材の利用拡大を進めている。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

#### **(8) 健全な水循環系の構築**

近年、都市化の進展等流域の急激な変化に伴う水循環系の変化による河川流量の減少、水質汚濁、洪水流量の増大、湧水の枯渇等、様々な問題が指摘されている。

現在、埼玉県では、山地部においては保水効果を持続させるための森林の保護、台地部においては浸透木の整備等による地下浸透の推進、都市部においては下水道処理水の活用等、流域全体で健全な水循環系を構築するため、様々な施策を推進している。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。

#### **(9) 河床の保全**

荒川流域にはダムや砂防堰堤等が多数存在する。砂防堰堤は下流への土砂供給をコントロールし、河床の上昇を抑える働きもあるが、一方で土砂の移動を制限するために、下流への土砂供給が減少し、場所によっては河床低下や河床材の変化により魚類等の生息環境へ影響を与えている。

現在、埼玉県においては、地すべり、崖崩れなどによる突発的あるいは過剰な土砂の流入を防ぐための保安林の整備や、自然な土砂の移動を妨げないための砂防堰堤のスリット化や、既設ダムの堆積土砂を河床の低下している下流部の河床材に活用するなど、様々な施策を推進している。

今後とも、それらの施策に関係機関や地域住民とともに連携・協力していく。